

2025 年度 法学部 FD 活動方針・活動計画

1. 2025 年度法学部 FD 活動方針

本年度も学部 FD 活動においては、大学の内部質保証委員会および全学 FD 委員会の指針に従い、法学部自己点検・評価委員会と協力・連携し、学部教員の教育・研究能力の向上に繋がる方策の模索や、学生の活動支援を通じて、適切な計画実施に努める。

2. 2025 年度法学部 FD 活動計画

(1) 演習関連

1 年次のベーシック演習については、2025 年度の法学部の入学者が従来に比して多かったことを受け、開講ゼミ数を春学期・秋学期ともに 1 つずつ増加させ対応する。また、同演習での使用を目的として学部で作成の「テキスト＆マテリアルズ」についても引き続き、より良い内容となるよう、改訂を念頭にその充実のあり方を検討する。加えて、1 年生科目の「大学入門」において、今年度は愛知弁護士会の協力を経て現役弁護士からの講義時間も設けることとし、早期に全員が法曹実務家に触れる機会の提供を図る。3・4 年次のプログレッシブ演習については、昨年度で旧カリキュラムが適用される学生が卒業年度を迎えたことで、原則参加学生すべてに新カリキュラムが適用されることを念頭に、形式面・内容面共に適切な運用を図りつつ、未卒の旧カリキュラム学生へのケアも必要に応じて行う。

(2) 海外法文化研修

法学部独自の短期留学制度の一環として、2025 年度はカナダ・カルガリー大学及び韓国・韓南大学の 2 カ国 2 大学への学生の派遣を準備している。研修の事前研究においては現在、元カナダ大使による講義などを学部として準備しており、参加者の実りある研修とその成果報告の達成に寄与する。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い休止中であった、オーストラリア・マッコーリー大学への 2026 年度以降の研修再開に向けても引き続き調整を行う。

(3) 韓南大学との学術交流

法学部法律学科は、2003 年度より年に一度教員及び学生間における学術交流を行っており、2020 年度・2021 年度を除き（新型コロナウイルス感染拡大のため）、隔年でお互いのキャンパスで実施してきた。2024 年度は南山大学で開催されたため、本年度は韓南大学で

の交流会の開催が予定されている。報告テーマが決まり次第参加すべき教員を選定し、加えて本学の多くの学生が先方での交流会に参加できる環境づくりのため、必要な検討を行う。

(4) 司法特修コース

司法特修コースとは、法曹三者などの高度な法律専門職を目指す学生を対象に、法科大学院で行われているような双方向の少人数授業の履修、共同研究室の利用など、最適な学びの場を提供するコースである。所定の要件を満たせば、3年次終了後、本学法務研究科への進学が可能なカリキュラムを提供している。2025年度もこれらの特徴につき学生にアナウンスし、本学法務研究科への進学希望の学生のニーズに応えられるよう対応する。そして、昨年来課題となっているコース選択学生の途中離脱といった事象への対応についても、法務研究科と連携しつつ協議・検討を行う。

(5) 法学会関連

南山大学法学会は、法学および関連諸学の研究を促進することを目的とし、法学部の専任教員を正会員、法学部学生ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科学生を準会員とする組織である。今年度も従来実施してきた諸活動（各種施設参観、外部の識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など）を実施しつつ、細部において課題が指摘されているものについては、適切な運用を模索する。

ゼミナール委員会については、ゼミナール紹介の諸事業（ゼミ説明会の実施、法友南山の編集・発行）のほか、学内外での交流事業（サマーセミナー、卒業記念パーティ、新入生歓迎交流会）といった、本学部の教育の充実に資する学生主体の組織的教育活動に対して教員が適切・効果的な指導を行うことで、その活動を育成支援する。

(6) FD 企画等の活動

全学 FD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえ、全学 FD 企画への積極的な参加を促しつつ、また、法学部独自の FD 委員会を開催する。

日常的授業参観については、実際に実施する教員がほとんどいない状況であることに鑑み、この現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める。